

審 查 基 準

令和7年5月28日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第2項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日間
申 請 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課
備 考：